

+

令和5年 第2回

# 志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和5年 第2回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和5年2月22日(水)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和5年2月22日 午前9時26分				
	閉会	令和5年2月22日 午前10時24分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	×
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	×
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番8番	上野 克比古	席番9番	坂中 則雄		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	中水	事務局次長	宮田		
	主幹兼農地係長	竹之内	農地係長	圖師		
	主任主査	桑水				
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	×	9	垣内 りえ子	×
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	○
3	今市 光則	×	11	道山 幸治	×
4	熊野 廉太郎	×	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	×	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	○	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	×	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第11号 非農地証明願の承認について 議案第12号 農用地利用集積計画決定について 議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	---

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和5年第2回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。立迫委員、福岡裕幸委員から欠席の届出が、橋口委員から遅参の届出がございましたので、報告いたします。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会会議規則第24条の規定により、席番8番上野委員と、席番9番坂中委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、上野委員の報告を3件続けてお願ひします。</p>
委員	上野	<p>〇〇さん申出のあっせんが成立しましたので、報告いたします。議案書4ページです。対象農地の所在、地目、面積は資料のとおりでございます。</p> <p>場所は、押切の信号のある交差点近くのびろうの樹整形外科前の国道220号線を大崎方面に約800m行った橋を渡った右側の春日歯科の先を右折し、約800m行ったところの鹿児島鰻の看板のところを右へ約300m行き、さらに左へ200m行った右側とそこから50m行った左側にあります。</p> <p>譲受人は、曾於郡大崎町菱田にお住まいの〇〇さんです。主に水稻を栽培されており、農機具はトラクター1台、田植機1台を保有されております。〇〇さん宅からは、車で約3分の距離にあります。あっせん価格は、田が2筆1,947㎡で、10aあたり約4万5,000円、総額9万円でした。あっせん委員は、田尾委員と私、上野でございます。</p> <p>続きまして、〇〇さん申出のあっせんについては、希望金額も高いうえ、農地の形状も悪く、難しいと思われませんが、継続したいと思ひます。</p> <p>続きまして、〇〇さん申出分につきましては、概ね話がまとまりましたので、来月報告できると思ひます。</p>
議長 委員	萩迫 宮脇 勇	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、宮脇勇委員の報告をお願いします。</p> <p>〇〇さん申出分につきましては、ようやく交渉がまとまりましたので、来月報告できると思ひます。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について報告いたします。</p> <p>1月27日、農地所有適格法人適格要件届出提出に伴う現地調査を職務代理者とともに曾於市で行いました。1月31日、有明庁舎で開催された新規就農者育成総合対策事業（経営開始型）審査会に出席しました。</p> <p>次に、日程第4、議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>今回は、12件の申請でございます。まずは、6ページ、番号4番を審議いたします。番号4番の譲受人である〇〇さんは、志布志市外に居住されているため、本日の総会に出席を要請してございます。</p> <p>〇〇さんの入室を許可いたします。</p>
会場		<p>(〇〇さん 入室)</p>

議長 事務局	萩迫 桑水	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請の番号4番について御説明申しあげます。議案書は、6ページです。</p> <p>譲渡人は、曾於郡大崎町神領にお住まいの〇〇さん91歳で、譲受人は曾於郡大崎町菱田にお住まいの〇〇さん85歳です。申請地は、議案書に記載のとおりで田が1筆で1,020㎡です。</p> <p>〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではないため、本日まで出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、大崎町境の有明町野井倉春日にあるファミリーマート志布志有明店から南へ農道を190m進み左折し、さらに農道を90m進んだ左側にあります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料6ページのとおりでございますが、申請地には水稻を作付けすることです。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>以上で、番号4番について説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長 委員 譲受人 委員	萩迫 神宮司 〇〇 神宮司	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>ご自宅から田までの時間はどれくらいですか。</p> <p>車で10分かかりません。すぐ近くです。</p> <p>水稻を作付けされるということですが、ほかにも水稻を作付けされているんですか。</p>
譲受人	〇〇	はい、しています。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>他に御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、〇〇さんには、ここで退席いただきます。お忙しいところ、ありがとうございました。</p> <p>(〇〇さん 退席)</p>
会場 議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めまます。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>次に、6ページ、番号5番と7ページ、番号6番については、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
会場	委員	6ページ番号5番と7ページ番号6番については、譲受人が同一であるため一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、橋口委員が来られましたので、報告いたします。それでは、福岡剛委員の報告を2件一緒をお願いいたします。
委員	福岡 剛	会長より依頼のありました番号5番と6番を報告いたします。まず番号5の譲渡人は宮崎県都城市梅北にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は安楽小学校前交差点を平城集落を通り、吉村方向へ3.1km進み、十字路交差点を右折し、200m進んだ十字路の右側手前に1筆、十字路右側向かいに1筆、左側向いに3筆で、譲受人宅からは車で5分のところにあります。次に、番号6の譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんで、譲受人は先ほどの番号5と同じく、〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は番号5と同じ十字路左側向いの3筆の隣になります。譲受人宅から車で5分のところにあります。〇〇さんは認定農業者であり、奥様と2人でお茶、水稻、甘藷を主に栽培しており、申請地には甘藷を作付けするとのことでした。また、トラクター、田植機、コンバイン、運搬車、トラック等を保有しています。申請地は、畑作地帯であり、地域の耕作基準に従い農薬の使用方法等についても、地域の防除基準に従いますとのことでした。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。御審議方、よろしくお願ひします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに番号5番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号6番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号7番を審議いたします。安楽委員の報告をお願いいたします。
委員	安楽	会長より依頼のありました番号7を報告いたします。譲渡人は、志布志市志布志町帖にお住まいの〇〇さんで、譲受人は同じく志布志市志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。姉弟による贈与、受贈でございます。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は国道220号線を志布志市から串間市方面へ向かい、夏井大橋の手前を左折し、30m進んだY字の三差路を左側に進み、約300m行ったところの左側茶畑の奥に位置するところでございます。

		<p>ます。譲受人宅からは、2、3分のところにあります。〇〇さんは、1人でお茶の管理をされており、収穫関係は有明の業者にすべて委託されているとのことです。現在も、お茶が作付けされており。また、トラクター1台、耕運機1台、防除機1台を保有されており。周辺部も自分の茶畑であり、防除に関しても問題はないと思われ。ます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われ。ます。また、周囲の状況からも支障はないと思われ。ます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認め。ます。次に、番号8番を審議いたします。吉野委員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号8を報告いたします。譲渡人は、東京都江戸川区春江町にお住まいの〇〇さん68歳で、譲受人は志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さん67歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は松原の中央クリニックの南側に介護施設がありますが、その北側にある水田です。もう1筆の畑は、中央クリニック近くの道路沿いにある記念碑を北側へ進んだ宅地の北隣になります。譲受人宅から1分、直線距離で200m以内のところになります。〇〇さんは大工で、兼業で農業に従事されており、1人で甘藷を主に栽培し、申請地にも甘藷を作付けする予定とのことです。トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台を保有されており。親からの財産分与により東京にいるお姉さんが相続された土地の贈与、受贈であります。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われ。ます。また、周囲の状況からも支障はないと思われ。ます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認め。ます。次に、8ページ、番号9番を審議いたします。宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	<p>会長より依頼のありました番号9番を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん83歳です。譲受人は同じく志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん52歳です。親子間による贈与、受贈であります。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は一筆が県道63号沿いの伊崎田小学校から志布志方向へ300mほど進み左折し、300m進</p>



		<p>んだ右側の畑が1筆、残りの12筆は、そこから東へ3kmほど行った川路集落内にあり、譲受人宅から車で3分から5分以内の場所にあります。〇〇さんは親子3人で、水稻とかぼちゃを作付けされており、これからも水稻とかぼちゃを作付けされていくとのことでした。また、トラクター1台、耕運機1台、トラックなどを保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、9ページ、番号10番を審議いたします。永屋委員の報告をお願ひいたします。
委員	永屋	<p>会長より依頼のありました番号10を報告します。譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さん86歳で、譲受人は志布志市有明町野神にお住まいの〇〇さん61歳です。親子による贈与、受贈になります。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は志布志市役所有明庁舎の北側の有明総合体育館より西へ2kmぐらい行った菱田川に架かる橋の左下になります。譲受人宅より車で10分のところになります。〇〇さんは夫と2人で、水稻及び甘藷を栽培しており、申請地には水稻を作付けする予定とのことです。また、トラクター1台、ハーベスター1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号11番を審議いたします。福岡剛委員の報告をお願ひいたします。
委員	福岡 剛	<p>会長より依頼がありました番号11を報告いたします。譲渡人は、曾於市大隅町月野にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されてるとおりで、申請地の場所は国道220号線を志布志市より鹿屋市方面へ向かい、旧有明病院前信号交差点を右折し、高速道路下を通過、次の十字路交差点を右折し、200m進んだ十字路交差点を左折し、左側の2筆目になります。譲受人宅から車で5分のところにあります。〇〇さんは、息子さんと2人で水稻、牧草を主に栽培してお</p>

		<p>り、申請地には、水稻、牧草を作付けする予定とのことです。また、トラクター、牧草モア、軽トラック等を保有しています。取得する田の周囲は、水稻地帯であり、取得後も水稻を栽培し、周囲に農業上の影響を及ぼすことは、ないと考えます。また、農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従いますとのことです。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、10ページ、番号12番を審議いたします。吉野委員の報告をお願ひいたします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号12を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町通山にお住まいの〇〇さん87歳で、譲受人は志布志市志布志町一丁田にお住まいの〇〇さん70歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は尚志館高校の横にある〇〇さん宅と市道一丁田・宇都鼻線沿いにある有限会社丸五の建物をまっすぐ結んだ真ん中辺りに位置します。譲受人宅から2分程度のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦で水稻やそば、にんじんなどを栽培されており、申請地にも水稻を作付けする予定とのことです。トラクター10台、コンバイン3台、田植機2台、トラック3台を保有してあります。〇〇として法人経営もされている大型の農家であり、申請地近辺の田も所有されているところ です。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号13番を審議いたします。上野委員の報告をお願ひいたします。
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号13を報告いたします。譲渡人は、曾於郡大崎町横瀬にお住まいの〇〇さん79歳です。譲受人は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さん56歳です。親子間での贈与、受贈であります。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は蓬原小学校の正門前を菱田方面に約800m行ったグリーンロードの信号を左折し、約700m進んだ右側になります。譲受人宅からは、約2分のところにあります。〇〇さんは、夫</p>

		<p>婦で水稻、甘藷を栽培されており、申請地にも甘藷を作付けするとのことです。また、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号14番を審議いたします。立根委員の報告をお願いいたします。
委員	立根	<p>会長より依頼のありました番号14を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、親子間での贈与、受贈であります。申請地は議案書に記載のとおりで、申請地の場所は宇都中学校より東へ約600m行った元平山の櫓木商店より南へ約500m進んだ左側に位置し、譲受人宅から約600mのところにあります。〇〇さんは、夫婦2人で水稻、甘藷を主に栽培しており、申請地にも水稻を作付けする予定とのことです。また、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台を保有してあります。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、11ページ、番号15番を審議いたします。神宮司委員の報告をお願いいたします。
委員	神宮司	<p>会長より依頼のありました番号15を報告いたします。譲渡人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん95歳で、譲受人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さん52歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は県道499号柿ノ木志布志線沿いから尾野見地区公民館方向へ左折し、さゆり保育園を左側に見て、北へ500m直進し右折、260m先を斜め右方向に60m進み右折、180m先の左側に位置します。譲受人宅からは、15分程度のところにあります。〇〇さんは、株式会社〇〇の役員であり、飼料作物を主に栽培しており、申請地にも飼料作物を作付けする予定とのことです。また、トラクター、軽トラック、収穫機など多数を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の</p>

		<p>適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p> <p>はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第4、議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請について原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第9号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>13ページ、番号3番を審議いたします。現地を調査された神宮司委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	神宮司	<p>議案第9号、番号3について報告します。調査日は2月8日、調査委員は永屋委員、田尾委員と私、神宮司です。事務局より1名の同行がありました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんと〇〇さん夫妻でした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書3ページ、総会資料10から12ページのとおりです。場所は伊崎田鍋集落内の市道伊崎田鍋3号線からさらに、農道を道なりに630m進み左折し、620m進んだ右側に位置します。転用目的は山林です。北側、東側は山林、南側は畑、西側は公衆用道路です。南側が畑のため、杉植樹の際は、幅3m程度の緩衝地を設けるとしてあります。申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号4番を審議いたします。現地を調査された永屋委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	永屋	<p>議案第9号、番号4について報告します。調査日は2月8日、調査委員は神宮司委員、田尾委員と私、永屋です。申請人は、志布志市有明町野神にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は野神小学校から県道志布志有明線を南に110m進んだ左側に位置します。転用目的は貸駐車場です。今回の申請地は、令和4年8月</p>

	<p>の定例総会にて農振除外、12月定例総会にて5条について、それぞれ許可相当の議決を経て、県に進達しましたが、県から従前は認められる方法でしたが、国からの指摘で5条申請ではなく、4条申請が妥当であるとの指導を受けたところです。結論として、5条申請を取り下げ、改めて4条申請を行うこととなったものです。なお、農振除外については12月に許可が出されております。申請地の農地区分は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。</p>
<p>議長 会場 議長</p> <p>萩迫 委員 萩迫</p>	<p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。</p>
<p>会場 議長</p> <p>委員 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第9号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p>
<p>委員</p> <p>山迫</p>	<p>次に、日程第6、議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>15ページ、番号10番を審議いたします。現地を調査された山迫委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第10号、番号10番について報告いたします。調査日は2月8日、調査委員は上野委員、竹田委員と私、山迫です。事務局から2名の同行がありました。総会資料は17ページから20ページです。譲渡人は、串間市大字奴久見にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、東京都港区赤坂に所在する合同会社〇〇 代表社員、〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は立花迫簡易郵便局から出水方向へ進み、長岡商店前を柳井谷方面へ右折し、県道112号今別府串間線を串間市方向へ3.5km進むと、長岡牧場が右側に見えてきます。長岡牧場から約1km進んだ県境標識の左側に位置します。転用目的は太陽光発電施設、施設入口の管理用道路です。事業計画は、約26万㎡の面積に、通路、施設用地、調整池等を整備する計画となっており、排水については、貯水池、溜枡等を設置し、河川排水については、県土木課と協議、回答済みとのことです。また、地元への説明については自治会長を通じ、説明を行っており、同意を得ているとのことです。申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、許可できる場合の隣接地一体事業に該当します。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見</p>

		<p>の一致をみました。御審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号11番を審議いたします。現地を調査され上野委員の報告をお願いいたします。</p> <p>委員 上野</p> <p>議案第10号、番号11番について報告いたします。総会資料は、21ページから23ページです。調査日は2月8日、調査委員は山迫委員、竹田委員と私、上野です。譲渡人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん、譲受人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は大迫橋から県道63号志布志福山線を伊崎田方面約4km行った三七十庵の前を左折し、市道室太郎・檜ヶ原線を約30m進んだ左側に位置します。転用目的は一般住宅です。排水のうち雨水については西側市道の側溝に、汚水につきましても、合併浄化槽で処理後、西側市道の側溝へ放流するとのことです。また、コンクリートの外壁設置により土止めをし、隣接地へ流れ込まないようにするとのことです。申請書は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われ</p> <p>ます。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
委員	田尾	
		<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第11号、非農地証明願の承認についてを議題とします。17ページ、番号2番を審議いたします。現地を調査された田尾委員の報告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました議案第11号、番号2番について報告いたします。調査日は2月8日、調査委員は神宮司委員、永屋委員と私、田尾で、事務局から1名の同行がありました。申請人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のお</p>

		<p>りです。場所は伊崎田の川路公民館から市道本村・宮塩線を白鳥神社方向に290m進んで右折し、市道宮塩・弓場ヶ迫線を20m進み右折した先の宅地の30m奥に位置します。この農地には、昭和39年に相続する以前より倉庫が建築されて宅地として利用されてきたため、農地への復元が困難になったものです。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第11号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
		次に、日程第8、議案第12号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。農用地利用集積計画の利用権の設定及び転貸について、事務局の説明を求めます。
事務局	桑水	<p>議案第12号、農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び利用権の転貸についてご説明申し上げます。議案書は19ページから65ページとなっております。まずは、議案書19ページの利用権設定の総括表をご説明いたします。公告日は令和5年2月28日で、始期は令和5年3月1日となります。なお、中間管理機構が関与する分は、令和5年2月28日となります。設定期間が2か月から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が6万8,463㎡、畑が29万3,800.22㎡、樹園地が4万8,662㎡で、合計しますと41万925.22㎡となり、うち更新分は、9万4,837㎡となっております。利用権の設定をする者の数が98名で、利用権の設定を受けようとする者の数が37名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より61名少ないのは、受手貸手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、20ページから56ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について議案書57ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和5年2月28日で、始期も令和5年2月28日であります。設定期間は3年から10年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。地目別の内訳は、田が3万5,846㎡、畑が7万5,093㎡で、合計しますと11万939㎡となります。利用権の転貸をする者は、公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は、12名であります。詳細につきましては、58ページから65ページの明細表をご確認ください。</p>
議長	萩迫	<p>以上で議案第12号、農用地利用集積計画決定の利用権の設定及び転貸について説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審</p>

		議に入ります。
		20ページ番号1番から22ページ番号7番までについては、〇〇委員に関係がございしますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号1番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号2番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号3番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号4番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号5番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号6番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号7番について、何か御意見ございませんか。



会場 議長	委員 萩迫	か。  (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場 議長	委員 萩迫	(〇〇委員 入室) 次に、22ページ、番号8番については、〇〇委員に関係がございますので、 農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席 をお願いいたします。
会場 議長	委員 萩迫	(〇〇委員 退席) それでは、番号8番について、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場 議長	委員 萩迫	(〇〇委員 入室) 次に23ページ、番号9番については、〇〇委員に関係がございますので、 農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員にはここで退席を お願いいたします。
会場 議長	委員 萩迫	(〇〇委員 退席) それでは、番号9番について、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場 議長	委員 萩迫	(〇〇委員 入室) 次に、23ページ番号10番から 56 ページ番号103番までと、19ページの総括 表について審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
委員	山下昭一	議案書45ページの番号72番、73番と議案書47ページの番号78番、48ページ の79番の賃借料ですが、72番の賃貸料については、73番と合わせて3万6,000 円で、73番の賃借料については、72番と合わせて3万6,000円、同じく、78番 の賃借料についても、79番と合わせて8万5,000円で、79番の賃借料につい ては、78番と合わせて8万5,000円の間違いではないかと思っております。
事務局	桑水	申し訳ございません。こちらのミスで、ご指摘のとおり72番と73番が合わ せて3万6,000円となります。78番と79番が合わせて8万5,000円となりま す。申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。誠に申し訳ありませ んでした。
議長	萩迫	他に御意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、転貸について審議に入ります。 58ページ番号1番から、65ページ番号18番までと、57ページの総括表につ いて審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第12号、農用地利用集積計 画決定については、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第9、議案第13号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん 委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	宮田	議案第13号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名につい て、御説明いたします。議案書67ページをお開きください。 番号2の申出者は、曾於市大隅町段中町にお住まいの〇〇さんで、売買の 申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につつま しては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委 員につきましては、神宮司委員、谷宮委員の指名をご提案いたします。 次に、番号3の申出者は、志布志市松山町泰野にお住まいの〇〇さんで、 売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等 につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あ っせん委員につきましては、福岡裕幸委員、今市委員の指名をご提案いたしま す。 次に、番号4の申出者は、都城市鷹尾にお住まいの〇〇さんで、志布志市 松山町泰野にお住まいの〇〇さんを代理人とした売買の申出となっており ます。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書 のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、 福岡裕幸委員、今市委員の指名をご提案いたします。 次に、番号5の申出者は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さんで、 売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等 につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あ っせん委員につきましては、脇田廣昭委員、工藤委員の指名をご提案いたしま す。 次に、番号6の申出者は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、 志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんを代理人とした売買の申出とな っております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、 議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につ きましては、上野委員、立根委員の指名をご提案いたします。

	<p>次に、番号7の申出者は、鹿屋市新川町にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通してください。あっせん委員につきましては、上野委員、田尾委員の指名をご提案いたします。</p> <p>次に、番号8の申出者は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通してください。あっせん委員につきましては、宮脇茂樹委員、中之内委員の指名をご提案いたします。</p> <p>次に、番号9の申出者は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通してください。あっせん委員につきましては、宮脇茂樹委員、中之内委員の指名をご提案いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひします。</p> <p>議長 萩迫      ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>会場 委員      (会場 なし)</p> <p>議長 萩迫      御意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、御異議ございませんか。</p> <p>会場 委員      (会場 異議なし)</p> <p>議長 萩迫      異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第13号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。</p>
--	--

上記会議の経過は、事務局長中水が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員